

# 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律

(平成一五年一 月一六日法律第一四七号)

一、提案理由(平成一五年六月二四日・衆議院イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会)

福田国務大臣

……………(略)……………

続きまして、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及びその内容を御説明いたします。

この法律案は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃がもたらした脅威が依然として存在していることを踏まえ、我が国として、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

この法律案の内容は、現行法の有効期限をさらに二年間延長し、施行の日から四年間とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長報告(平成一五年一 月三日)

衛藤征士郎君 ただいま議題となりましたテロ対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、テロ対策特別措置法に基づき我が国が実施する措置を引き続き実施し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、同法の期限を二年間延長するものであります。

本案は、第百五十六回国会に提出され、去る六月二十四日の本会議において趣旨の説明が行われ、同日の委員会において福田康夫内閣官房長官から提案理由の説明を聴取し、翌二十五日より質疑が行われましたが、継続審査となったものであります。

今国会におきましては、九月三十日、提案理由の説明の聴取を省略した後、質疑に入

り、審査を進めました。昨二日、民主党・無所属クラブより、自衛隊の部隊等が行う対応措置の実施につき、原則として事前に国会の承認を得ることなどを内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取した後、本案及び同修正案を一括議題とし、質疑を行い、さらに本日、小泉純一郎内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。

かくて、質疑を終局し、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長報告 (平成一五年一月一日)

若林正俊君 ただいま議題となりましたテロ対策特別措置法改正案につきまして、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、平成十三年九月十一日に米国で発生したテロリストの攻撃による脅威の除去に努めることにより、国連憲章の目的達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して、我が国が実施する措置等について定めるテロ対策特別措置法の有効期限を二年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、まず、小泉内閣総理大臣並びに福田内閣官房長官、石破防衛庁長官及び川口外務大臣に対し質疑を行いました。次いで、所管大臣等に対する質疑を行い、さらに、小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。

委員会における質疑の主な内容を申し上げますと、有効期限を二年間延長する理由、自衛隊の協力支援活動等の実績と評価、自衛隊の対テロ活動に関する国民への情報提供、アラビア海等における海上阻止行動の成果、自衛隊の協力支援活動の終了の見通し、インド洋派遣自衛隊員の処遇改善、自衛隊の海外派遣に係る国会の関与、国内テロ対策の強化と包括的テロ対策法制定の検討、自衛隊の海外派遣に係る恒久法制定の検討、アフガニスタン情勢と我が国の復興支援などでありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会の岩本委員より反対、自由民主党・保守新党、公明党を代表して、公明党の荒木理事より賛成、日本共産党の井上委員より反対、社会民主党・護憲連合の福島委員より反対する旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。